

川の市民情報

6

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 RCM事務局 URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/>
TEL 045-503-4015 FAX 045-503-4092 E-MAIL keihia50@ktr.mlit.go.jp



Before

After

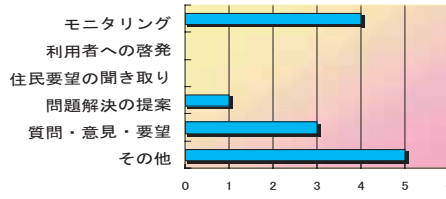


多摩川下流域羽田地区で行政代執行法に基づく不法係留船等の撤去作業が終わりました。

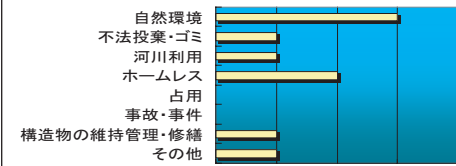
RCM 活動報告 平成 21 年 5 月

管轄区間	登録人数	報告人数	報告件数
鶴見川下流	10人	0人	0件
鶴見川上流	11人	1人	1件
多摩川下流	16人	1人	1件
多摩川中流	19人	1人	1件
多摩川上流	16人	2人	2件
相模川	6人	1人	1件
浅川	12人	1人	1件
合計	90人	7人	7件

連絡内容



対象分野



平成 21 年 5 月は、7 件の報告をいただきました。ありがとうございました。

多摩川不法係留船の排除終了

5 月 13 日（水）から実施していた大田区羽田地先・川崎区大師河原の行政代執行が、6 月 15 日（月）までに排除を完了し、終わりました。

対象にしていた 93 物件は、船舶 54 隻、工作物等 39、実施延べ日数は 13 日、従事人数は延べ 916 名になりました。

表に排除前後の写真を掲載しました。きれいな多摩川を維持する様努力していきます。

RCM 繁宮仁さんからの報告

不法投棄・ゴミの集めたモノ（ゴミ袋：指定されたところ）を何処へ置いても良いのでしょうか。

1. 多摩川下流で川崎市側において、ゴミ袋を置いて良い場所の「位置図」を希望したいのですが、良い場所あるいは良くない「ステーション」のご指示がありましたら、教えてください。
2. 鶴見川下流も同様「位置図（ゴミステーション）」がありましたら、よろしく願います。

情報、意見等ありがとうございます。

河川清掃は定期的に行っていますが、拾っていたゴミに関して、回収する様な体制はできていません。河川管理者の清掃にあわせていただければ回収できる場合もあります。不定期だったり、少量の場合は、対応しきれません。

よろしく願います。

所変われば・・・

何時も目にしている景色と異なるもの紹介します。河川管理の立場からすると管理するルール（河川法）はどの河川にも同じように適用されます。しかし、流れる川の地域が違えば、とても様子が変わってきます。高水敷きで草を喰む牛、夕方になると自分で牛舎に帰るそうです。利根川左岸茨城県河内町の様子です。（許可は取っています）3 月まで皆さんとお付き合い頂いた関屋から送られて来た写真です。利根川の下流、佐原で頑張っています。皆さんによろしくとのこと。



RCM 事務局より

梅雨に入り、台風シーズンと河川の増水時期になりました。河川の急な増水には気をつけてください。

前号に間違いがありました。表：代執行の所「鉄球」を「撤去」に、曜日のところ（火）を（水）に訂正ください。そそっかしくて済みません。

RCM 担当 埴